

アワード用紙 A4判

- Class A --- 500枚の QSL
カードを取得する。
- Class B --- 300枚の QSL
カードを取得する。
- Class C --- 100枚の QSL
カードを取得する。
- Class E --- 50枚の QSL
カードを取得する。
- (※Class D は設けてありません)

発行者…浜松アマチュア無線クラブ

ルール…静岡県西部地区の「浜松市中央区、浜松市浜名区、浜松市天竜区、磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市、湖西市、周智郡森町、旧浜松市中区、旧浜松市東区、旧浜松市西区、旧浜松市南区、旧浜松市北区、旧天竜市、旧浜北市、旧引佐郡、旧磐田郡、旧浜名郡、旧周智郡春野町、旧小笠郡」で運用（移動運用も可）するアマチュア局と交信(受信)して、50枚以上の QSL カードを取得する。

周波数帯…すべてのアマチュア・バンド

電波形式…すべての電波形式

申請…JARL 制定アワード申請書・申請書 C 《QSL カード誓約欄》を必ず記入する。

QSL カードリストは、区、市、郡名（町村は無関係）を明らかにし、コールサイン順に記入すること。（移動運用の QSL は同じ日であっても、移動地の区・市・郡が異なれば有効。西部地区との交信アワードにつき、同じ地区の交信と、バンド、モードが異なる交信の申請は無効になります。）すべての QSL カードには、RST によるシグナル・レポートが記入されていると共に R : 3, S : 3, T : 6 以上であること。

申請書の形式…A4判、JARL 形式を推奨する。 特記…バンド、モード。

有効な交信…1975年3月9日以降の交信。

申請料…500円の無記名定額小為替、

浜松アマチュア無線クラブ員は申請料を免除する。

申請者の移動範囲制限…同一都道府県で常置場所以外の交信は、QSL カードリストの備考欄に区・市・郡名を記入のこと。

電波法令、アマチュア・バンド使用区分等に違反して運用した局には、発行しないことがある。

申請書送付先…〒433-8122 静岡県浜松市中央区上島1-24-9

浜松アマチュア無線クラブ アワード担当 JJ2FUQ 三ッ谷 美 一